

瀬戸市健康診断書料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護及び支援が必要な高齢者が介護サービス等を利用する際に必要とされる健康診断書作成の費用の一部を助成することにより、円滑な介護サービス等の利用を促し、利用者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は瀬戸市とする。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、本市に住所を有し市民税非課税世帯に属するおおむね65歳以上の者で、次の各号に掲げるサービス（以下「介護サービス等」という。）利用を希望する者とする。ただし、65歳未満の者であっても介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項第2号及び同条第4項第2号に規定する特定疾病を原因に要介護状態になった者を含む。

(1) 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第16項に規定する認知症対応型通所介護、同条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

(2) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) 瀬戸市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に基づく生活管理指導短期宿泊

2 前項に定める市民税非課税世帯に属することの判断は、4月から6月までの申請受理分は前年度の課税状況で行い、7月から翌3月までの申請受理分は当該年度の課税状況で行うものとする。

(助成対象等)

第4条 助成の対象となる費用は、介護サービス等の利用に際し必要とされる利用者本人の健康診断書作成に係る費用のうち文書料（以下「診断書料」）とする。

2 助成金の額は、診断書料の10分の9の額とする。ただし、2,900円を限度とし、円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、診断書料を支払った日の属する月の翌月から起算して6カ月以内に瀬戸市健康診断書料助成金交付申請書(第1号様式)に健康診断書の写し及び当該費用の領収書を添えて市長に提出するものとする。ただし、交付申請は年度内1回を限度とする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、結果を瀬戸市健康診断書料助成金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条により助成金の交付が決定されたときは、すみやかに交付するものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、交付した額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

平成26年3月31日までに発行された健康診断書に関しては、助成金の限度額は2,800円とする。